

# 2024年度 外傷診療施設機能評価申請の手引き

一般社団法人日本外傷学会  
代表理事 渡部広明

外傷診療機能評価の認定を申請する医療機関は、以下の注意点を熟読し、申請書類を作成して下さい。申請書類はホームページよりダウンロードし、プリントアウトしたものととも電子媒体（CD もしくは USB などに保存して提出）として別に提出して下さい。

## 1. 提出する書類（正本1通）

- 1) 申請書（書式1）
- 2) 外傷診療施設機能評価制度 評価項目表（書式2、エクセル表）
- 3) 証明書類等
- 4) 審査料の振込用紙の控えのコピー
- 5) 日本外傷データベースの施設データ（2021年1月1日～2023年12月31日）

## 2. 申請期間

**2024年10月4日～同年12月24日【消印有効】**

## 3. 書類送付に際して

- 1) 追跡機能のある書留郵便、レターパック、宅配便等を使用すること。
- 2) 申請代表者のあて名書きされたハガキを同封のこと。
- 3) 上記提出書類のデータを保存した電子媒体を同封のこと。
- 4) 認定審査料 40,000 円を下記の口座に振り込み、振込用紙の控えのコピーを同封のこと（認定審査料にはサイトビジットの審査員派遣費用を含む）

※認定登録料は、20,000 円

振込先：銀行名：三菱UFJ銀行（江戸川橋支店[店番 060]）

口座番号：普通 1 2 1 4 5 0 4

口座名義：一般社団法人 日本外傷学会

- 5) 送付先は「〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9F  
（株）春恒社内 日本外傷学会事務局 外傷診療施設評価委員会宛」

## 4. 作成の注意点

- 1) 症例の申請は、**2021年1月1日から2023年12月31日まで**の期間に入院加療（初療手術例を含む）を要した症例を使用すること。なお、年間の件数等を記載する項

目においては、2023年1月1日から2023年12月31日までのものを記載すること。また、申請時に各項目の要件を満たしている場合は「あり」として申請すること。別途期間が指定のある項目はそれに従うこと。また、施設の職員数を評価する際には、申請日時点における数値を記載する。

- 2) 年は全て西暦で記入のこと。
- 3) 書式2：「外傷診療施設機能評価制度 評価項目表」の必要入力部に記載をして提出すること。
- 4) 「資料2：外傷診療施設機能評価制度 評価項目の評価基準の解釈」を参照して記載すること。薄緑のセル内に必要事項を入力して申請する。なお、薄緑のセルはすべて入力すること。
- 5) 書式2の記入に当たり、資料2に記載した証明書類は、PDFファイルとしてCD-Rなどの電子媒体に保存して提出すること。なお、このファイル名は、資料2にある評価項目番号とその内容(例、I-(2)-5 ブリーフィング記録)とすること。
- 6) 書式2に記載した外傷症例データ(日本外傷データバンクデータ)は、下記のURLの手順に沿って各施設で申請し、データをCD-R等の電子媒体に保存して提出すること。

[URL:https://sites.google.com/birdsview.jp/jaam/data-export%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6](https://sites.google.com/birdsview.jp/jaam/data-export%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6)

以上